（備考）

一　特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。

二　特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
⑶　その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
⑸　既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
⑹　役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
⑺　関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

様式第四（第四十六条の四関係）

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面又は電磁的記録による通知を発した時から生じます。
⑶　その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
⑸　商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

（備考）

一　特定権利販売契約の場合は、様式中「役務提供事業者」を「販売業者」とすること。

二　特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の二第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　権利の返還に要する費用は販売業者の負担になります。
⑸　既に役務の提供を受けていても、販売業者はその代金を請求することはできません。
⑹　役務の対価が既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。
⑺　関連商品についても同様にクーリング・オフできます。

様式第四（第四十六条の三関係）

特定商取引に関する法律第五十八条第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　商品の引取りに要する費用は業務提供誘引販売業を行う者の負担になります。
⑸　商品の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。